

緊急時鶏卵安定供給対策事業実施要領

制定 令和5年11月29日付け5畜産第1737号

農林水産省畜産局長通知

最終改正 令和6年3月21日付け5畜産第2629号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣旨

緊急時鶏卵安定供給対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1650号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第3 事業の概要

本事業においては、鳥インフルエンザ発生等の緊急時における鶏卵の安定供給の確保に向けて、長期間保存可能な粉卵の製造施設の整備等を推進し、鶏卵生産・流通体制の強靱化を図るため、加工用鶏卵の長期安定取引の推進と粉卵製造施設の整備の一体的な事業を支援するものとする。

1 コンソーシアム推進事業

鶏卵の供給不足という緊急事態に対して、サプライチェーンの強靱化を図るため鶏卵の長期的な安定取引などを含む計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査及び研修の取組を支援

2 粉卵製造施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、サプライチェーンの強靱化に必要な粉卵製造施設等の整備を支援

第4 事業の実施基準等

1 コンソーシアム推進事業

次の事業は、当該事業の交付の対象外とする。

- （1）特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる事業
- （2）農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- （3）販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 粉卵製造施設整備事業

- （1）施設的能力及び規模は、取引先の飼養羽数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分

な検討を行うものとする。

- (2) 附帯施設のみの整備は、本事業の交付の対象外とするものとする。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、本事業の交付の対象外とする。
- (4) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。
- (5) 交付の対象とする整備は、原則として、新築、新設又は製造能力増強のために必要な設備の増設若しくは改良によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

3 共通

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

- (3) 事業費の積算等については、「補助事業の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

第5 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、鶏卵加工業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有し、整備後の粉卵製造施設(以下「整備後粉卵製造施設」という。)の所有者であること。

第6 補助対象経費等

補助対象経費及び交付率等は別表1及び別表2に掲げるとおりとする。ただし、整備後粉卵製造施設における粉卵の製造を実際に行う事業者が確定しているものに限る。

第7 採択要件

1 コンソーシアム推進事業

本事業の採択要件は、事業実施主体が、以下の条件を満たすコンソーシアム計画を既に策定している、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があることとする。

- (1) コンソーシアム計画には、以下の全てについて明記されていること。

ア 原料となる鶏卵及び製品の長期的な安定取引計画

イ 原料卵処理、粉卵製造、販売計画

ウ 消費者ニーズを反映する生産・製造体制推進計画

- (2) コンソーシアム計画の計画期間は、事業開始年度から5年間以上とし、コンソーシアム計画期間中に粉卵製造施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 粉卵製造施設整備事業

本事業の採択要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容が第8の成果目標に沿っていること。

- (2) 整備対象である施設及び設備が第8の成果目標の達成に直結するものであること。

- (3) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。

第8 成果目標及び目標年度

1 成果目標

要綱第5の畜産局長が別に定める成果目標は、別表3において定めるものとする。事業実施主体は、別表3により達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、要綱第7第1項の事業実施計画に記載するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業完了年度から5年以内とする。

第9 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱第7第1項に基づく事業実施計画については、あらかじめ、地方自治体等の関係各所と十分な調整、協議を行った上で、別紙様式第1号により作成し、地方農政局長等(事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都

府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、要綱第7第1項により事業実施計画を承認する場合には、事業実施主体に対し通知するものとする。それ以外の事業実施候補者に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

ただし、畜産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により作成した事業実施計画については、要綱第7第1項の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

なお、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局長等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増額を伴う事業費の増額
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 成果目標の変更
- (5) その他地方農政局長等が重要と認める場合

4 事業の着手・着工

本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付決定前に本事業の着手を行うことができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じた一切の損失について、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業の着手を行うものとする。

5 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、整備後粉卵製造施設の所有者が行うものとする。

ただし、整備後粉卵製造施設の所有者が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、整備目的が確保される場合に限り、コンソーシアムの構成員に当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理運営を委託している場合には、当該管理運営主体を含む。）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用の状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第10 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 費用対効果分析

本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

- 3 2の費用対効果分析は、畜産局長が別に定める場合を除き、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3農産第2 896号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備に係る全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ、実施するものとする。

第11 事業実施状況の報告

- 1 要綱第7第2項に基づく事業実施状況の報告について、事業実施主体は、本事業の完了年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、別紙様式第2号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が遅れていると判断する場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第12 事業実施結果の評価

要綱第5に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業実施計画書の目標年度の翌年度において、当該計画書に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第3号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

- （1）1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別紙様式第4号により評価し、その結果を畜産局長に通知するものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

- （2）地方農政局長等は、（1）の評価の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

- （3）（2）により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われておらず、かつ、別紙様式第3号に十分な改善計画が記載されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、延長した目標年度の翌年度の7月末日までに、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第13 調査、報告及び指導

地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体（管理運営を委託している場合には、当該管理運営主体を含む。）に対し調査し、報告を求め、または指導することができるものとする。

第14 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等について、正当な理由がないにもかかわらず事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されておらず、改善の見込みがないと認める場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第15 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

附 則

本要領は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年3月21日から施行する。

別表 1 (補助対象経費及び交付率)

事業内容	補助対象経費	交付率
1 コンソーシアム 推進事業	コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費であって、次に掲げる事項のいずれかを満たし、コンソーシアム推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分経理を行うものとする。 ア 鶏卵生産者の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。 イ 粉卵の製造技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、従事者の技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した製造技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて製造技術を強化するために必要となる経費であること。 ウ 消費者ニーズの把握等の粉卵等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて粉卵の流通を強化するために必要となる経費であること。 エ 粉卵製造施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。 オ 本事業の実施計画を推進するための事業を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする経費であること。	定額
2 粉卵製造施設 整備事業	コンソーシアム計画に基づき実施する粉卵製造施設の整備に要する経費 ア 機械器具設備 原料保管、発酵、濃縮、乾燥、殺菌、充填、包装、製品検査、製品保管、出荷、給水、排水・汚水処理、災害時対応設備その他粉卵製造に必要な設備の整備 イ 上屋等 粉卵製造施設の建築物、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他粉卵の製造に必要な建築物の整備 ウ その他 機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費及び諸経費	1/2 以内

別表 2（交付対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払う経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 3 (成果目標及び配分基準)

類別 1～5 は必須とし、それぞれ 1 ポイント以上の目標を立てることとする。また、6 から最大 3 つ選択できるものとし、最大で合計 8 つの成果目標を立てることができるものとする。

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
1	・ (国産粉卵の製造実績がある場合) 国産粉卵の製造数量 (殻付換算重量) を 20% 以上増加すること 60% 以上 5 ポイント 50% 以上 60% 未満 4 ポイント 40% 以上 50% 未満 3 ポイント 30% 以上 40% 未満 2 ポイント 20% 以上 30% 未満 1 ポイント ・ (国産粉卵の製造実績がない場合) 年間 500 トン (殻付換算重量) 以上の粉卵を製造すること 15,000 トン以上 5 ポイント 10,000 トン以上 15,000 トン未満 4 ポイント 5,000 トン以上 10,000 トン未満 3 ポイント 1,000 トン以上 5,000 トン未満 2 ポイント 500 トン以上 1,000 トン未満 1 ポイント
2	・ 費用対効果が 1 以上であること 1.8 以上 5 ポイント 1.6 以上 1.8 未満 4 ポイント 1.4 以上 1.6 未満 3 ポイント 1.2 以上 1.4 未満 2 ポイント 1.0 以上 1.2 未満 1 ポイント
3	・ 整備を行う施設について受益農家数が 5 戸以上であること 25 戸以上 5 ポイント 20 戸以上 25 戸未満 4 ポイント 15 戸以上 20 戸未満 3 ポイント 10 戸以上 15 戸未満 2 ポイント 5 戸以上 10 戸未満 1 ポイント
4	・ コンソーシアムの構成員数が 3 者以上であること 7 者以上 5 ポイント 6 者 4 ポイント 5 者 3 ポイント 4 者 2 ポイント 3 者 1 ポイント

5	・施設整備を行う加工事業者の鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を1年以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること 90%以上 5ポイント 80%以上90%未満 4ポイント 70%以上80%未満 3ポイント 60%以上70%未満 2ポイント 50%以上60%未満 1ポイント
6	・以下の①～③に該当するものすべてを選択して加算できるものとする ① コンソーシアムの構成員のうち粉卵を利用する実需者数が、 5者以上 5ポイント 4者 4ポイント 3者 3ポイント 2者 2ポイント 1者 1ポイント ② 輸入粉卵を国産粉卵へ置き換えによる輸入粉卵の販売数量（殻付換算重量）の減少割合が、 20%以上 5ポイント 15%以上20%未満 4ポイント 10%以上15%未満 3ポイント 5%以上10%未満 2ポイント 1%以上5%未満 1ポイント ③ 国産粉卵を用いた輸出用新製品の開発 10ポイント

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者名

〇〇年度緊急時鶏卵安定供給対策事業実施計画の承認（変更）申請について

緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1650号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

緊急時鶏卵安定供給対策事業 事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

都道府県・市町村名：

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・ 畜産農家 ・ 鶏卵加工事業者 ・ その他			

注1：組織構成は、畜産農家、鶏卵加工事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

第2 事業の実施方針

--

注1：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び粉卵製造施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。
併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. コンソーシアム推進事業の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量（単価、回数、対象者数、場所等）	事業費（円）	国費		備考
					国費	その他	
（１）協議会（検討会）の開催							
取組内容①：	（例） 構成員：〇〇、□ □、△△			0			
（２）調査の実施							
取組内容①：				0			
（３）研修会の実施							
取組内容①：				0			
（４）その他							
取組内容①：				0			
合 計				0	0	0	
消費税相当額				0	0	0	

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：取組内容には、鶏卵生産・流通体制の強靱化を図るために必要な鶏卵の長期的な安定取引や、消費者ニーズを反映する生産・製造体制の推進、その他必要な取組について記載する。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

2. 粉卵製造施設整備事業の概要

(1) 現状の粉卵製造状況

住所：

敷地面積(m²):

鶏卵処理能力(トン/日):

鶏卵処理実績 (トン/年)	製造品目・年間製造量 (トン/年)				従業員数 (人)	年間製造経費 (円)	年間製造経費/年間製造量 (円/kg)
		全卵粉	卵黄粉	卵白粉			
	製品重量						
	(殻付換算)						

注：殻付換算は、製品重量に全卵粉は4.4、卵黄粉は2.2、卵白粉は8.6を乗じて算出。

(2) 整備施設による粉卵製造目標(○年)

住所：

敷地面積(m²):

鶏卵処理能力(トン/日):

鶏卵処理量 (トン/年)	製造品目・年間製造量(目標値) (トン/年)				従業員数 (人)	年間製造経費 (円)	年間製造経費/年間製造量 (円/kg)	費用対効果分析
		全卵粉	卵黄粉	卵白粉				
	製品重量							
	(殻付換算)							

注1：「目標」は、事業実施年度から5年度以内とする。

注2：「費用対効果分析」は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」の様式を用い計算することとする。

(3) 事業の内容及び経費

事業内容（施設の種類、 面積、	台数	単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象外 経費 (円)	補助対象経費 (円)			耐用年数	備考
						国費	その他		
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
			0		0				
合計			0	0	0	0	0		
消費税相当額			0	0	0	0	0		

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
☐ 地方公共団体の一般会計
☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

(2) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注：区分欄は、別表2の経費の欄ごとに記入する。

第4 成果目標及び目標年度

類型	成果目標	現況			目標			増減率 (%)	備考
		年度	現況値	単位	目標年度	目標値	単位		
1	国産粉卵の製造数量（殻付換算）	令和○年度		トン	令和○年度		トン		
2	費用対効果分析				令和○年度				
3	受益農家数	令和○年度		戸	令和○年度		戸		
4	コンソーシアムの構成員数	令和○年度		者	令和○年度		者		
5	契約取引の割合	令和○年度		%	令和○年度		%		
6①	コンソーシアム内の実需者数	令和○年度		者	令和○年度		者		
6②	輸入粉卵の販売数量の減少割合	令和○年度		%	令和○年度		%		
6③	国産粉卵を用いた輸出用製品の開発				令和○年度		点		

第5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

1. コンソーシアム推進事業

(1) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(2) コンソーシアムの構成員のうち法人格を有し、整備後の粉卵製造施設の所有者となる者の定款及び直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(4) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(5) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 粉卵製造施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料

第6 その他
補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分 承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

緊急時鶏卵安定供給対策事業の実施状況報告（ 年度）

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1650号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定により別添のとおり報告する。

緊急時鶏卵安定供給対策事業 実施状況報告書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

取組主体名：
代 表 者

緊急時鶏卵安定供給対策事業 実施状況報告書

1 成果目標の達成状況

類型	成果目標	単位	計画時 (RO年)	1年後 (RO年)	2年後 (RO年)	3年後 (RO年)	4年後 (RO年)	5年後 (RO年)	目標値 (RO年)	達成率 (%)	達成状況
1	国産粉卵の製造数量（殻付換算）	トン									
2	費用対効果分析										
3	受益農家数	戸									
4	コンソーシアムの構成員数	者									
5	契約取引の割合	%									
6①	コンソーシアム内の実需者数	者									
6②	輸入粉卵の販売数量の減少割合	%									
6③	国産粉卵を用いた輸出用製品の開発	点									

注1：計画時及び目標値は、事業実施計画書に記載した値を記載すること。

注2：成果目標の実績値が分かる資料を添付すること。

注3：達成率は、報告年における値を記入すること（達成率：（当該年度の実績値－計画時の現状値）／（計画時の成果目標数値－計画時の現状値））

注4：目標年度以前に成果目標を達成した場合は、達成状況欄に○を記載すること。

2 当該年度 of 取組の総合評価

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。

必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務局長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

緊急時鶏卵安定供給対策事業の評価報告

緊急時鶏卵安定供給対策事業費補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1650号農林水産事務次官依命通知）第5の規定により別添のとおり報告する。

- 注1：関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2：必要に応じて、事業実施状況報告書を添付すること。

緊急時鶏卵安定供給対策事業に関する事業評価シート

- 1 事業実施主体名：
- 2 事業実施期間：○年 ～ ○年
- 3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 成果目標の達成状況

類型	成果目標	目標			実績			達成率 (%)	達成状況
		目標年度	目標値	単位	年度	実績値	単位		
1	国産粉卵の製造数量 (殻付換算)	令和○年度		トン	令和○年度		トン		
2	費用対効果分析	令和○年度		/	令和○年度		/		
3	受益農家数	令和○年度		戸	令和○年度		戸		
4	コンソーシアムの 構成員数	令和○年度		者	令和○年度		者		
5	契約取引の割合	令和○年度		%	令和○年度		%		
6①	コンソーシアム内の 実需者数	令和○年度		者	令和○年度		者		
6②	輸入粉卵の販売数量の 減少割合	令和○年度		%	令和○年度		%		
6③	国産粉卵を用いた 輸出用製品の開発	令和○年度		点	令和○年度		点		

- 5 評価
- A : 目標以上の成果を達成
- B : おおむね目標どおりの成果を達成
- C : 目標未達
- 注：A～Cのいずれかに○を付けること。

6 取組の総評

注：：成果目標が未達成の場合の理由、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

緊急時鶏卵安定供給対策事業の事業評価票

- 1 事業実施主体名：
- 2 事業実施期間：○年 ～ ○年
- 3 補助額（事業費）： 円（ 円）

4 成果目標の達成状況

類型	成果目標	目標			実績			達成率 (%)	達成状況
		目標年度	目標値	単位	年度	実績値	単位		
1	国産粉卵の製造数量 (殻付換算)	令和○年度		トン	令和○年度		トン		
2	費用対効果分析	令和○年度			令和○年度				
3	受益農家数	令和○年度		戸	令和○年度		戸		
4	コンソーシアムの 構成員数	令和○年度		者	令和○年度		者		
5	契約取引の割合	令和○年度		%	令和○年度		%		
6①	コンソーシアム内の 実需者数	令和○年度		者	令和○年度		者		
6②	輸入粉卵の販売数量の 減少割合	令和○年度		%	令和○年度		%		

5 地方農政局長等の総合所見

注：1～4については、事業実施主体から提出された別紙様式第4号の写しの添付すれば記載は省略できることとする。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

緊急時鶏卵安定供給対策事業（〇年度）における改善計画について

〇年度緊急時鶏卵安定供給対策事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
注：改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。
- 4 改善方策
注：問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。
- 5 改善計画を実施するための推進体制